

特定非営利活動法人友訪

倫理綱領

障がいのある人が、人としての尊厳が守られ、自立した生活を営み、社会のさまざまな分野の活動に参加し、その人らしい豊かな人生の実現のために支援することが、私たちの責務です。そのため、確固たる倫理観をもって、使命と専門的役割を自覚し、ここに「倫理綱領」を定め支援の向上に努めます。

1. 生命の尊厳

障がいのある人たちの一人ひとりを、かけがえのない尊い存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

障がいのある人たちの、ひとりの人間としてのその多様な存在のまま尊重します。

利用者一人ひとりの個性を理解し、自己実現と自立的な生活の実現をめざすとともに、本人の尊厳や利益が損なわれないよう、利用者主体の支援を行います。

3. 人権の擁護

障がいのある人たちに対する、合理的配慮の否定を含むあらゆる形態の差別、虐待、プライバシーの侵害、人格無視などの人権侵害を許さず、人としての権利を擁護します。

4. 平等な立場

利用者の人格や行動を、情緒豊かに受容し、内面理解を通じて共感し合い、常に当事者意識を忘れずに、精神的な自立や意欲の向上を促しながら、人として平等な立場で支援します。

5. 社会への参加

障がいのある人たちが、年齢、障がいの状態等にかかわらず、社会を構成する一員として、自立した生活を営み、社会のさまざまな分野の活動に参加し、生きがいを感じながら市民生活が送れるよう支援します。

6. 専門的な支援

自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、支援者相互に資質の向上を目指し、障がいのある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

私たちは、社会福祉の使命と価値の共有を図りながら、利用者のニーズに基づき支援するという原点に立ち戻り、常に自らの支援姿勢を再確認するために、次の通り、具体的な行動規範を別紙に定め、これを遵守します。

倫理綱領に基づく行動規範

1. 利用者の権利、人権を保障する

- ① 利用者の尊厳と人格を尊重し、人権擁護と権利保障に努めます。
- ② 利用者の自己選択権と自己決定権を重んじ、本人の思いを大切にし、自らの意思を表出できるよう自己決定を支える意思決定を支援します。
- ③ 利用者が自らの尊厳に気づき、自らの潜在的な力を発揮できるよう支援します。
- ④ 利用者の生活環境が安心・安全を基礎とした快適性が確保されるよう支援します。
- ⑤ 利用者や家族等にとって分かりやすい情報提供を心がけ、信頼を得られるよう努めます。
- ⑥ 利用者が安心感を得られる安全な生活環境整備に努めます。
- ⑦ 利用者への虐待行為をしません。また、容認しません。
- ⑧ 障がい者の権利に関する条約の定める「いかなる者に対する障がいを理由とする差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものである」、「障がいを理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)を含む」という理念を常に意識し、行動します。
- ⑨ 本人が納得しない支援は強要であると認識し、利用者の自主性を最大限に尊重します。
- ⑩ 利用者の権利擁護の為に、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及・啓発に努めます。

2. 秘密保持の原則

業務において知り得た情報を、利用者の同意なく、利用者の福祉の向上に必要とされる範囲を超えて第三者に提供してはならないという利用者のプライバシー保護の基本原則を守ります。

3. 利用者の代弁者

- ① 自己の権利やニーズを自分自身で主張することが困難な方に代わって、利用者の尊厳を支えるアドボカシー(代弁)の役割を担い、真のニーズの代弁者となり、利用者のエンパワメントを高めるよう支援をします。
- ② 職員相互の共通認識の下に、利用者への一貫した支援を行います。

4. 専門知識・技術の向上

- ① 常に利用者の願いや思いの実現のために、利用者個々に応じたエンパワメントの概念に基づいた支援に努めます。
- ② 自らの職業における倫理観の確立と専門性の向上を目指し、自己研鑽に努めます。
- ③ 利用者についての情報を共有し、継続したサービスが一貫した方針のもとに安定的に

提供されるようチームワークで支援に努めます。

- ④ 身体拘束を行いません。万が一、行動上の制限を行う場合には、速やかにその理由等を本人及び家族等に説明します。

5. 社会への働きかけ

- ① 利用者の社会参加の機会が最大限に保障されるよう努めます。また、社会参加を妨げる障壁に対しては、その障壁を取り除くための積極的な働きかけ、解消に努めます。
- ② 利用者への支援を通して、福祉の現場での課題を行政や社会に発信し、利用者の抱える問題を社会で解決できるように働きかけ、地域共生社会の実現に努めます。

6. 本規範の位置づけ

倫理綱領及び本行動規範は、法人が定めた規程のひとつであり、これに違反するときは、就業規則の規程に基づき懲戒処分の対象となるものです。